記 者 発 表 資 料 令 和 5 年 9 月 2 7 日 食と暮らしの安全推進課食品安全班 担当 平塚・中居 電話 022-211-2644

県内で販売された弁当による有症者の発生について(第5報)

(前回までの経過)

令和5年9月16日(土)から24日(日)にかけて、県内で嘔吐や下痢等を呈する有症者が36 名確認された。

有症者を管轄する各保健所の調査の結果、有症者は、株式会社吉田屋(青森県八戸市)が製造した 弁当(9月16日(土)販売)を喫食していることが確認されたため、現在も引き続き調査を継続し ている。

今般、新たに有症者の発生が確認されたため、下記のとおりあらためてお知らせします。 現在、原因等に係る調査を継続しているところです。当該弁当をお持ちの方は喫食されないよう

お願いします。また、既に喫食して、食中毒様症状を呈した方は、医療機関を受診するとともに、 最寄りの保健所にご連絡ください。

1 有症者の状況(9月26日 午後5時時点)(())内は、第4報との比)

(1) 有症者数 39名 (内3名入院し、退院済み) (+3)

保健所管内別仙南保健所2名大崎保健所16名石巻保健所1名石巻保健所登米支所3名

仙台市保健所 17名 (+3)

年代 6歳~94歳

性別男性15名女性24名(2)主な症状嘔吐、吐気、水様下痢、腹痛(3)弁当喫食日令和5年9月16日(土)

2 県内保健所の連絡先

宮城県			仙台市	
仙南保健所	食品衛生班	0224-53-3117(直通)	保健所青葉支所衛生課	022-225-7211 (代)
塩釜保健所	食品薬事班	022-363-5505(直通)	保健所宮城野支所衛生課	022-291-2111 (代)
塩釜保健所岩沼支所	食品薬事班	0223-22-6294(直通)	保健所若林支所衛生課	022-282-1111 (代)
塩釜保健所黒川支所	食品薬事班	022-358-1111 (代)	保健所太白支所衛生課	022-247-1111 (代)
大崎保健所	食品衛生班	0229-91-0710(直通)	保健所泉支所衛生課	022-372-3111 (代)
大崎保健所栗原支所	食品薬事班	0228-22-2115(直通)		
石巻保健所	食品衛生班	0225-95-1417(直通)		
石巻保健所登米支所	食品薬事班	0220-22-6120(直通)		
気仙沼保健所	食品薬事班	0226-22-6615(直通)		

3 今後の記者発表の予定について

有症者の状況に変動があった場合は、当面の間、午後5時時点の状況をとりまとめ、翌日午前 11時に発表いたします。

〇<食中毒予防の3原則

食中毒菌を「付けない、増やさない、やっつける」>

食中毒は、その原因となる細菌やウイルスが食べ物に付着し、体内へ侵入することによって発生します。

食中毒を防ぐためには、細菌の場合は、

- ► 細菌を食べ物に「付けない」
- ▶ 食べ物に付着した細菌を「増やさない」
- ▶ 食べ物や調理器具に付着した細菌を「やっつける」 という3つのことが原則となります。



出典:厚生労働省ホームページ

(参考)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/index.html (家庭での食中毒予防:厚生労働省ホームページ)